

## 定款施行規則 10 条（登録の有効期間の特例）に基づく決定事項

東日本大震災または長野県北部地震の発生した時点で JPTEC 資格または登録を有するすべての方を対象に，その有効期間を 6 ヶ月（ただし JPTEC 東北に所属する者に関しては 1 年間）延長する．

### 補足

- 1 ) 東日本大震災及び長野県北部地震の発生した時点で JPTEC 資格または登録を有する」とは，定款に基づく読み替えにより「平成 23 年 3 月末日まで資格または登録を有する」とこと同義です．
- 2 ) 「JPTEC 資格または登録」とは，「プロバイダー認定」「プレインストラクター登録」及び「インストラクター認定」のすべてが対象です．
- 3 ) 「ただし，JPTEC 東北に所属する者」とは，平成 23 年 3 月 11 日時点で JPTEC 東北の管理する名簿に登録されている方のことです．
- 3 ) 平成 23 年 4 月 1 日から 5 月 13 日までの期間に，上記措置が適用されることなく，その資格または登録を更新した者については，他との公平を期するため，当該資格または登録の更新後の有効期間を 6 ヶ月（JPTEC 東北においては 1 年間）延長します．
- 4 ) JPTEC 協議会が運営する Web システムによる個人情報の管理システムにおいて，個人データへの反映にはプログラムの修正が必要となります．多少お時間を頂戴しますが，当方で適切に対応させていただきますのでご了承下さい．

以上